

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月14日

【四半期会計期間】 第60期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社サンドラッグ

【英訳名】 SUNDRUG CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 貞方 宏司

【本店の所在の場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 加藤 好伸

【最寄りの連絡場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 加藤 好伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (百万円)	326,754	339,223	648,734
経常利益 (百万円)	18,240	18,769	34,734
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	12,455	12,722	23,853
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	12,642	12,737	24,145
純資産額 (百万円)	213,310	229,123	220,592
総資産額 (百万円)	313,538	337,090	325,768
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	106.54	108.81	204.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	106.53	108.81	204.01
自己資本比率 (%)	68.0	68.0	67.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,805	21,411	31,682
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,913	12,048	20,659
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,091	4,208	8,187
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	90,296	94,484	89,330

回次	第59期 第2四半期 連結会計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	48.36	54.94

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（2022年4月1日～2022年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、行動制限緩和等により経済活動が正常化に向かう動きが見受けられたものの、原材料価格・原油価格の高騰や、急速な円安進行による物価上昇等、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、インバウンド需要の長期消失や化粧品需要減少の継続、同業他社との出店競争や大手同士の業界再編等、当社を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、お客様や従業員の安全・安心を最優先に感染症予防対策を徹底し営業活動を行いました。引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高いサービスレベルの向上・生鮮食料品の導入・食料品の販売強化等に取り組むとともに、積極的な新規出店・更なる生産性向上をめざし効率化等に取り組んでまいりました。

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の出店などの状況は、28店舗を新規出店いたしました。また、76店舗で改装を行い、8店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業957店舗（直営店757店舗、㈱星光堂薬局71店舗、㈱サンドラッグプラス63店舗、フランチャイズ店66店舗）、ディスカウントストア事業344店舗（ダイレックス㈱344店舗）の合計1,301店舗となりました。

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高3,392億23百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益185億11百万円（同3.2%増）、経常利益187億69百万円（同2.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益127億22百万円（同2.1%増）増収・増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業は、コロナ禍におけるインバウンド需要の消失、化粧品需要減少の継続影響により駅前繁華街店は低調のまま推移しました。また、継続した中国のロックダウンにより越境ECが大幅に減少したまま推移しました。一方、積極的な新規出店に加え生鮮食料品導入等の店舗改装を実施し、売上高が前年同期を上回りました。経費面につきましては電子棚札導入等の業務効率化を図りました。また、原油価格上昇に伴い光熱費等が増加いたしました。引き続き全社的に節電等に取り組み経費抑制に努めました。なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、17店舗を新規出店し66店舗を改装したほか6店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は2,199億53百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益は118億6百万円（同0.5%減）となりました。

<ディスカウントストア事業>

ディスカウントストア事業は、食料品やペット用品等が引き続き好調に推移しました。また、10月からの酒値上げ前の駆け込み需要も重なり、売上高が前年同期を上回りました。なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、11店舗を新規出店し10店舗を改装したほか2店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は1,439億31百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は67億5百万円（同10.5%増）増収・増益となりました。

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ113億22百万円増加し、3,370億90百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加並びに、新規出店、改装による有形固定資産の増加等によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ27億91百万円増加し、1,079億67百万円となりました。主な要因は、買掛金の増加等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ85億30百万円増加し、2,291億23百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ51億53百万円増加し、944億84百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ46億5百万円増加し、214億11百万円(前年同期比27.4%増)となりました。これは主に、仕入債務が前年同期に比べ増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ31億35百万円増加し、120億48百万円(前年同期比35.2%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が前年同期に比べ増加したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ1億17百万円増加し、42億8百万円(前年同期比2.9%増)となりました。これは主に、配当金の支払額が前年同期に比べ増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2022年9月1日開催の臨時取締役会において、四国地方にてドラッグストアを展開中の株式会社大屋(本社:愛媛県西条市、代表取締役社長 伊藤慎太郎、以下「大屋」)の全株式を取得し、完全子会社とすることを決議し、2022年9月1日付で株式譲渡契約を締結し、2022年10月3日に当該株式を取得しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の(重要な後発事象)をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	536,000,000
計	536,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,331,184	119,331,184	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	119,331,184	119,331,184		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	30 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年8月13日～2052年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,216 資本組入額 1,108 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5・6

新株予約権証券の発行時(2022年7月22日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当の比率は、自己株式には割当が生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役員または顧問等に就任または就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権者が（ ）重大な法令に違反した場合、（ ）当社の定款に違反した場合または（ ）取締役を解任された場合には行使できないものとする。
新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。
新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)4及び下記(注)6の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

6. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

上記のほか、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めにより新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	-	119,331,184	-	3,931	-	7,409

(5) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イリュウ商事	東京都世田谷区経堂 4 - 5 - 10	43,776	37.44
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	14,256	12.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	5,777	4.94
多田 直樹	東京都世田谷区	3,112	2.66
ビービーエイチ フォー ファイ デリテイ ロー プライズド ス トック ファンド(プリンシパ ル オール セクター サブ ポートフォリオ)(常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	2,500	2.14
多田 高志	東京都世田谷区	2,200	1.88
ジェービー モルガン チェー ス バンク 3 8 5 0 4 7 (常 任代理人 ㈱みずほ銀行決済営 業部)	125 LONDON WALL. LONDON EC2Y 5AJ. U.K. (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	2,060	1.76
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エス エ ル オムニバス アカウント(常 任代理人 ㈱みずほ銀行決済営 業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	1,809	1.55
オーエム 0 2 ステートストリー ト 8 0 8 4 2 4 クライアントオ ムニ(常任代理人 香港上海銀 行東京支店カストディ業務部)	P.O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631, U.S.A. (東京都中央区 日本橋 3 - 11 - 1)	1,559	1.33
ジェービー モルガン チェー ス バンク 3 8 5 6 3 2 (常 任代理人 ㈱みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	1,528	1.31
計	-	78,581	67.21

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

14,256千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口)

5,777千株

2. 上記のほか、自己株式が2,407千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,407,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 116,909,100	1,169,091	
単元未満株式	普通株式 14,284		
発行済株式総数	119,331,184		
総株主の議決権		1,169,091	

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	2,407,800		2,407,800	2.02
計		2,407,800		2,407,800	2.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	89,330	94,484
売掛金	19,108	20,600
商品	72,415	71,329
原材料及び貯蔵品	126	265
その他	18,561	19,092
貸倒引当金	4	5
流動資産合計	199,537	205,768
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	54,957	57,438
その他(純額)	22,897	24,906
有形固定資産合計	77,855	82,344
無形固定資産		
のれん	2	1
その他	5,951	6,010
無形固定資産合計	5,954	6,011
投資その他の資産		
敷金及び保証金	25,207	25,238
その他	17,218	17,731
貸倒引当金	4	3
投資その他の資産合計	42,420	42,966
固定資産合計	126,230	131,322
資産合計	325,768	337,090

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	67,029	68,726
未払法人税等	5,199	6,412
役員賞与引当金	36	39
その他	23,779	23,275
流動負債合計	96,045	98,454
固定負債		
退職給付に係る負債	1,696	1,787
資産除去債務	5,300	5,446
その他	2,133	2,280
固定負債合計	9,130	9,513
負債合計	105,175	107,967
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,931	3,931
資本剰余金	7,430	7,430
利益剰余金	215,145	223,658
自己株式	3,939	3,939
株主資本合計	222,567	231,080
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	56	65
土地再評価差額金	1,940	1,940
退職給付に係る調整累計額	120	113
その他の包括利益累計額合計	2,003	1,988
新株予約権	28	31
純資産合計	220,592	229,123
負債純資産合計	325,768	337,090

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
売上高	326,754	339,223
売上原価	248,394	257,026
売上総利益	78,359	82,196
販売費及び一般管理費	1 60,431	1 63,685
営業利益	17,928	18,511
営業外収益		
受取利息	61	60
受取配当金	3	3
固定資産受贈益	140	112
その他	109	100
営業外収益合計	316	275
営業外費用		
支払利息	3	15
その他	0	2
営業外費用合計	4	17
経常利益	18,240	18,769
特別利益		
固定資産売却益	285	0
違約金収入	-	5
国庫補助金	-	8
その他	7	2
特別利益合計	292	17
特別損失		
減損損失	87	160
固定資産除却損	89	36
その他	44	75
特別損失合計	222	273
税金等調整前四半期純利益	18,310	18,513
法人税等	5,855	5,791
四半期純利益	12,455	12,722
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	12,455	12,722

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
四半期純利益	12,455	12,722
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	8
土地再評価差額金	176	-
退職給付に係る調整額	10	6
その他の包括利益合計	187	15
四半期包括利益	12,642	12,737
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,642	12,737
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	18,310	18,513
減価償却費	4,756	5,435
減損損失	87	160
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	79	90
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)	32	2
ポイント引当金の増減額(は減少)	3,914	-
契約負債の増減額(は減少)	4,171	158
受取利息及び受取配当金	65	63
支払利息	3	15
国庫補助金	-	8
違約金収入	-	5
固定資産除却損	89	36
売上債権の増減額(は増加)	761	1,491
棚卸資産の増減額(は増加)	1,563	945
未収入金の増減額(は増加)	81	275
仕入債務の増減額(は減少)	390	1,697
未払消費税等の増減額(は減少)	1,415	1,022
その他	1,005	859
小計	23,079	25,374
利息及び配当金の受取額	4	9
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	6,278	3,986
補助金の受取額	-	8
違約金の受取額	-	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,805	21,411
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,893	9,946
無形固定資産の取得による支出	385	1,066
貸付けによる支出	330	126
貸付金の回収による収入	-	3
敷金及び保証金の差入による支出	324	503
敷金及び保証金の回収による収入	314	558
その他	295	967
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,913	12,048
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	4,091	4,208
自己株式の取得による支出	0	0
ストックオプションの行使による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,091	4,208
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,800	5,153
現金及び現金同等物の期首残高	86,495	89,330
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 90,296	1 94,484

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料手当及び賞与	23,445百万円	23,972百万円
賃借料	13,608百万円	14,226百万円
役員賞与引当金繰入額	32百万円	41百万円
退職給付費用	294百万円	317百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	90,296百万円	94,484百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	90,296百万円	94,484百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,091	35	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月12日 取締役会	普通株式	4,092	35	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,209	36	2022年3月31日	2022年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年11月14日 取締役会	普通株式	5,846	50	2022年9月30日	2022年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	192,631	134,122	326,754	-	326,754
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22,891	6	22,898	22,898	-
計	215,523	134,129	349,652	22,898	326,754
セグメント利益	11,860	6,068	17,928	-	17,928

(注) 1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 顧客との契約から生じる収益以外の収益は、重要性が乏しいため、区分しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	195,297	143,925	339,223	-	339,223
セグメント間の内部売上高 又は振替高	24,655	5	24,661	24,661	-
計	219,953	143,931	363,884	24,661	339,223
セグメント利益	11,806	6,705	18,511	-	18,511

(注) 1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 顧客との契約から生じる収益以外の収益は、重要性が乏しいため、区分しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	106円54銭	108円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	12,455	12,722
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	12,455	12,722
普通株式の期中平均株式数(株)	116,911,895	116,923,350
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	106円53銭	108円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,741	3,350
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2022年9月1日開催の臨時取締役会において、四国地方にてドラッグストアを展開中の株式会社大屋(本社:愛媛県西条市、代表取締役社長 伊藤慎太郎、以下「大屋」)の全株式を取得し、完全子会社とすることを決議し、2022年9月1日付で株式譲渡契約を締結し、2022年10月3日に当該株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社大屋

事業の内容 ドラッグストア等の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、競争激化により厳しさを増すドラッグストア業界において、グループ各社による新規出店に加え、フランチャイズ事業の展開及びM&Aの活用により、さらなる事業規模拡大と企業価値向上を目指しております。

また、既存の枠組みにとらわれず新たなエリアに展開すること、新たな特性を持つ店舗に挑戦することや、ディスカウント事業・EC事業も組み合わせた当社独自の価値提供を目指すことの重要性も強く認識をしております。

大屋は、愛媛県・高知県を中心にドラッグストア「mac」を50店舗以上運営し、地域に根付いた経営により長きに渡り事業成長を続けています。創業から70年を数える地域の有力企業であり、人口集積地から、人口密度が低く遠方より車で来店されるお客様の多い立地まで、幅広いエリアで地域のお客様の生活を支えております。

過去より大屋は四国を中心に地域密着型のドラッグストアとして事業を推進して参りましたが、厳しさを増す昨今の事業環境下において、当社と連携し相互に競争力を強化する目的のもと、大屋の各株主との間で同社の全株式を取得し完全子会社とすることに合意いたしました。

当社グループはこれまで、四国地方においてはディスカウント事業におけるダイレックスの店舗を展開しているものの、ドラッグストア事業における直営店舗は保有をしておりませんでした。今回の株式取得を通して、大屋への経営支援のもと、四国地方におけるサンドラッググループとしての強固な経営基盤構築を進めて参ります。

また、大屋が保有する人口密度が低い地域での高収益店舗は、現在の当社グループ店舗には珍しい特性を保有しており、これらの店舗から得られる知見は当社グループ全体にも還元し得るものと考えております。

加えて、大屋の現在の店舗においては、当社グループの全面的な支援のもと、魅力的な店舗づくりや運営の効率化を進め、一層の事業成長を実現することを見込んでおります。

(3) 企業結合日

2022年10月3日(株式取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、第三者の評価結果等を参考に、株式取得の相手方と協議して決定しておりますが、売主との協議により開示を差し控えます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2 【その他】

(1) 2022年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・ 5,846 百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・ 50円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・ 2022年12月5日

(注) 2022年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

(2) 子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社であるダイレックス株式会社は、公正取引委員会より2014年6月5日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令（納付すべき課徴金の額12億74百万円）を受けました。

ダイレックス株式会社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続きを進めておりましたが、同審判は、2018年6月13日に審判手続きを終結し、2020年3月25日の審決にて2014年6月5日付課徴金納付命令（納付すべき課徴金の額12億74百万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決が下され、2020年3月27日付で取り消された金額8,195万円に加算金を付加した額の還付を受けております。

ダイレックス株式会社は、本審決を受け、2020年4月2日付で、排除措置命令及び課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

株式会社サンドラッグ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 見 正 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 庸 介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンドラッグの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。